

青森公立大学経営経済学部履修規程の一部改正について

1 趣旨

授業科目の成績評価に関する記載について、所要の改正を行う。

【参考】大学設置基準（抄）

（成績評価基準等の明示等）

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

2 改正内容

授業科目の評価基準の変更

・授業科目の評価基準について、履修規程に次のとおり表記する。（第7条第3項）

3 学修評価は、客観性・厳格性を確保する観点から以下の基準によるものとする。

成績表示	評価基準	評価	定義
A	80点以上	秀	当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している
B	70点以上 80点未満	優	当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している
C	60点以上 70点未満	良	当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している
D	50点以上 60点未満	可	当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している
F	50点未満	不可	当該科目で定められた到達目標を、達成していない

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

青森公立大学経営経済学部履修規程 新旧対照表

改正後	改正前																																										
<p>第1条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(授業科目の成績評価)</p> <p>第7条 授業科目の成績評価は、実施した試験及び出欠状況等の総合評価により行う。</p> <p>2 成績評価の方法は、各教員がシラバスにより示した方法による。</p> <p>3 <u>学修評価は、客観性・厳格性を確保する観点から以下の基準によるものとする。</u></p>	<p>第1条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(授業科目の成績評価)</p> <p>第7条 授業科目の成績評価は、実施した試験及び出欠状況等の総合評価により行う。</p> <p>2 成績評価の方法は、各教員がシラバスにより示した方法による。</p> <p>3 <u>成績表示、評価基準及びその評価は、次のとおりとする。</u></p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成績表示</th> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">80 点以上</td> <td style="text-align: center;">秀</td> <td><u>当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">70 点以上 80 点未満</td> <td style="text-align: center;">優</td> <td><u>当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">60 点以上 70 点未満</td> <td style="text-align: center;">良</td> <td><u>当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">50 点以上 60 点未満</td> <td style="text-align: center;">可</td> <td><u>当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">50 点未満</td> <td style="text-align: center;">不可</td> <td><u>当該科目で定められた到達目標を、達成していない</u></td> </tr> </tbody> </table>	成績表示	評価基準	評価	定義	A	80 点以上	秀	<u>当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している</u>	B	70 点以上 80 点未満	優	<u>当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している</u>	C	60 点以上 70 点未満	良	<u>当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している</u>	D	50 点以上 60 点未満	可	<u>当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している</u>	F	50 点未満	不可	<u>当該科目で定められた到達目標を、達成していない</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成績表示</th> <th>評価基準 (100 点中)</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">80 点以上</td> <td style="text-align: center;">秀</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">70 点以上 80 点未満</td> <td style="text-align: center;">優</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: center;">60 点以上 70 点未満</td> <td style="text-align: center;">良</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: center;">50 点以上 60 点未満</td> <td style="text-align: center;">可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: center;">50 点未満</td> <td style="text-align: center;">不可</td> </tr> </tbody> </table>	成績表示	評価基準 (100 点中)	評価	A	80 点以上	秀	B	70 点以上 80 点未満	優	C	60 点以上 70 点未満	良	D	50 点以上 60 点未満	可	F	50 点未満	不可
成績表示	評価基準	評価	定義																																								
A	80 点以上	秀	<u>当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している</u>																																								
B	70 点以上 80 点未満	優	<u>当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している</u>																																								
C	60 点以上 70 点未満	良	<u>当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している</u>																																								
D	50 点以上 60 点未満	可	<u>当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している</u>																																								
F	50 点未満	不可	<u>当該科目で定められた到達目標を、達成していない</u>																																								
成績表示	評価基準 (100 点中)	評価																																									
A	80 点以上	秀																																									
B	70 点以上 80 点未満	優																																									
C	60 点以上 70 点未満	良																																									
D	50 点以上 60 点未満	可																																									
F	50 点未満	不可																																									
<p>4 成績表示のA、B、C及びDを合格とし、所定の単位を与え、Fを不合格とする。</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p>	<p>4 成績表示のA、B、C及びDを合格とし、所定の単位を与え、Fを不合格とする。</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (略)</p>																																										

附 則 (平成28年規程第2号)
(略)

附 則 (令和2年規程第5号)
(略)

附 則 (令和4年規程第2号)
(略)

附 則 (令和6年規程第2号)
(略)

附 則 (令和7年規程第〇号)
(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行
する。

附 則 (平成28年規程第2号)
(略)

附 則 (令和2年規程第5号)
(略)

附 則 (令和4年規程第2号)
(略)

附 則 (令和6年規程第2号)
(略)

青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程の一部改正について

1 趣旨

授業科目の成績評価に関する記載について、所要の改正を行う。

【参考】大学設置基準（抄）
（成績評価基準等の明示等）

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

2 改正内容

授業科目の評価基準の変更

・授業科目の評価基準について、履修規程に次のとおり表記する。（第7条第3項）

3 学修評価は、客観性・厳格性を確保する観点から以下の基準によるものとする。

成績表示	評価基準	評価	定義
A	80点以上	秀	当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している
B	70点以上 80点未満	優	当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している
C	60点以上 70点未満	良	当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している
D	50点以上 60点未満	可	当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している
F	50点未満	不可	当該科目で定められた到達目標を、達成していない

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

青森公立大学経営経済学部教職課程履修規程 新旧対照表

改正後	改正前																																										
<p>第1条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(授業科目の成績評価)</p> <p>第7条 授業科目の成績評価は、実施した試験及び出欠状況等の総合評価により行う。</p> <p>2 成績評価の方法は、各教員がシラバスにより示した方法による。</p> <p>3 <u>学修評価は、客観性・厳格性を確保する観点から以下の基準によるものとする。</u></p>	<p>第1条 ～ 第6条 (略)</p> <p>(授業科目の成績評価)</p> <p>第7条 授業科目の成績評価は、実施した試験及び出欠状況等の総合評価により行う。</p> <p>2 成績評価の方法は、各教員がシラバスにより示した方法による。</p> <p>3 <u>成績表示、評価基準及びその評価は、次のとおりとする。</u></p>																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>成績表示</th> <th>評価基準</th> <th>評価</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>80 点以上</td> <td>秀</td> <td>当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70 点以上 80 点未満</td> <td>優</td> <td>当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60 点以上 70 点未満</td> <td>良</td> <td>当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>50 点以上 60 点未満</td> <td>可</td> <td>当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>50 点未満</td> <td>不可</td> <td>当該科目で定められた到達目標を、達成していない</td> </tr> </tbody> </table>	成績表示	評価基準	評価	定義	A	80 点以上	秀	当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している	B	70 点以上 80 点未満	優	当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している	C	60 点以上 70 点未満	良	当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している	D	50 点以上 60 点未満	可	当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している	F	50 点未満	不可	当該科目で定められた到達目標を、達成していない	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成績表示</th> <th>評価基準 (100 点中)</th> <th>評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>80 点以上</td> <td>秀</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>70 点以上 80 点未満</td> <td>優</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>60 点以上 70 点未満</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>50 点以上 60 点未満</td> <td>可</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>50 点未満</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table>	成績表示	評価基準 (100 点中)	評価	A	80 点以上	秀	B	70 点以上 80 点未満	優	C	60 点以上 70 点未満	良	D	50 点以上 60 点未満	可	F	50 点未満	不可
成績表示	評価基準	評価	定義																																								
A	80 点以上	秀	当該科目で定められた到達目標を、特に優秀な水準で達成している																																								
B	70 点以上 80 点未満	優	当該科目で定められた到達目標を、優れた水準で達成している																																								
C	60 点以上 70 点未満	良	当該科目で定められた到達目標を、良好に達成している																																								
D	50 点以上 60 点未満	可	当該科目で定められた到達目標を、最低限達成している																																								
F	50 点未満	不可	当該科目で定められた到達目標を、達成していない																																								
成績表示	評価基準 (100 点中)	評価																																									
A	80 点以上	秀																																									
B	70 点以上 80 点未満	優																																									
C	60 点以上 70 点未満	良																																									
D	50 点以上 60 点未満	可																																									
F	50 点未満	不可																																									
<p>4 成績表示のA、B、C及びDを合格とし、所定の単位を与え、Fを不合格とする。</p> <p>5 教職課程科目のうち、卒業要件に含まれない科目の成績評価は、GPAに参入しないものとする。</p> <p>第8条～第11条 (略)</p>	<p>4 成績表示のA、B、C及びDを合格とし、所定の単位を与え、Fを不合格とする。</p> <p>5 教職課程科目のうち、卒業要件に含まれない科目の成績評価は、GPAに参入しないものとする。</p> <p>第8条～第11条 (略)</p>																																										
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>																																										

附 則（令和2年規程第6号）
（略）

附 則（令和4年規程第3号）
（略）

附 則（令和6年規程第3号）
（略）

附 則（令和7年規程第〇号）
（施行期日）

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第6号）
（略）

附 則（令和4年規程第3号）
（略）

附 則（令和6年規程第3号）
（略）